

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-17〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の8つの表現活動（表現活動1ないし8。以下「本件表現活動」という。）は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

記

（表現活動1）

平成28年7月に大阪市内で弁士A、弁士B及び弁士Cを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動1」という。）のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

平成28年7月に大阪市内で弁士B、弁士C及び弁士Dを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動2」という。）のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

本件街宣活動2のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

本件街宣活動2のうち、弁士Dにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動4」という。）

（表現活動5）

平成28年7月に大阪市内で弁士A、弁士C及び弁士Dを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動3」といい、以下本件街宣活動1、本件街宣活動2及び本件街宣活動3を併せて「本件各街宣活動」という。）のうち、弁士Dにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動5」という。）

(表現活動6)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動1を記録した動画(以下「本件動画1」という。)を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ1」という。)に本件動画1及びそのタイトル・説明文等(以下「本件動画1等」という。)を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動6」という。)

(表現活動7)

本件動画サイトにおいて、本件街宣活動2を記録した動画(以下「本件動画2」という。)を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ2」という。)に本件動画2及びそのタイトル・説明文等(以下「本件動画2等」という。)を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動7」という。)

(表現活動8)

本件動画サイトにおいて、本件街宣活動3を記録した動画(以下「本件動画3」という。)を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ3」といい、以下本件ウェブページ1、本件ウェブページ2及び本件ウェブページ3を併せて「本件各ウェブページ」という。)に本件動画3及びそのタイトル・説明文等(以下「本件動画3等」といい、以下本件動画1等、本件動画2等及び本件動画3等を併せて「本件各動画等」という。)を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動8」という。)

第2 結論に至った理由

1 本件各街宣活動に係る表現活動の主体について

本件各街宣活動は、それぞれ平成28年7月に大阪市内で複数の弁士により行われた街宣活動である。

本件各街宣活動は、いずれも特定の団体(以下「本件団体」という。)により、それぞれ、事前に参加者を募って開催されたものである。本件各街宣活動においては、特定の主題について参集した者がそれぞれの主張を述べていることが認められる。また、弁士Bから、本件団体名義の銀行口座の存在を証する書面が提出されており、当審査会が確認したところ、当該銀行口座の開設のためには、必要書類として、本件団体の規約や本件団体に属する者の

名簿等を提出する必要があるとのことであった。これらのことから、一見すると、本件各街宣活動はいずれも本件団体による行為であるものと考えられる。

しかしながら、弁士Bによると、下記3(2)イのとおり、本件団体の規約は、当該銀行口座開設に際して、サンプルのとおり書けばよいと言われたと思うとのことで、名簿は存在しないとのことであった。

また、弁士A及び弁士Bがともに認めているところであるが、本件団体の代表者及び本件各街宣活動にかかる責任者はいずれも弁士Bとなっているものの、下記3(2)イにおいて弁士B自身もまた参加者も弁士Bが代表であると認識していなかった旨の主張をしているとおり、実態として、弁士Bが、本件各街宣活動において、事前にどういった主張がなされるかについて把握し、当日の主題に沿わないものを取捨選択するなど、場を支配していたわけではないとのことであった。

弁士A及び弁士Bの発言を総合的に勘案すると、本件各街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているだけに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件各街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1ないし5は、弁士B、弁士C又は弁士Dにより行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動6ないし8は、本件各街宣活動の一部を記録した一連の動画であり、これらも独立した表現活動であるものと認め、以下、本件表現活動1ないし8のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、同条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動6ないし8の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件各動画等について

本件各動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件各動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件各動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、申出を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確

認した平成 28 年 8 月 4 日時点、平成 28 年 8 月 5 日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件各動画等は、本件各ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和 3 年 4 月 9 日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成 28 年 8 月 4 日、平成 28 年 8 月 5 日の時点においては、本件各動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

3 申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）に対し、条例第 9 条第 2 項に基づく意見提出等の機会を付与したが、回答はなかった。

(2) 本件表現活動を行ったもの等

ア 弁士 A

当審査会では、本件各街宣活動が団体による行為である可能性も考慮し、本件街宣活動 1 及び本件街宣活動 3 で自身の主張を述べており、所在が判明している弁士 A に条例第 9 条第 1 項に基づく調査書を送付した。それに対し、弁士 A から、自身が本件団体の代表者である旨の書面が提出されたが、その後、撤回する旨の書面が提出された。

これらの経緯を踏まえ、当審査会は、弁士 A に機会付与を行うこととした。

弁士 A の意見は、条例第 9 条第 3 項に基づき行われた口頭での意見陳述から、概ね次のとおりである。

- ・本件各街宣活動の動画である本件表現活動 6 ないし 8 は 5 年も 6 年も前に YouTube で視聴できた動画であり、現在は視聴すらできないではないか。
- ・誰がアップロードしたのかは知らない。
- ・本件団体の役職は代表者以外ない。会員名簿はない。口座を開いて寄付を募っていたこと自体、自分は知らなかった。
- ・街宣活動についての事前打ち合わせもなく、ヘイトスピーチ条例が施行されたことへの批判を主な内容にしようという程度の取り決めはあった。

イ 弁士 B

弁士 B の意見は、条例第 9 条第 2 項に基づき提出された意見書及び条例第 9 条第 3 項に基づき行われた口頭での意見陳述から、概ね次のとお

りである。なお、意見書の提出期限は令和3年5月25日であり、弁士Bから令和5年1月10日付け及び令和5年2月21日付けで追加提出された意見書については、本答申では考慮しないこととした。

- ・私の不適切な表現活動により、不快な思いをされた申出人をはじめ、多くの方々に謝罪させていただきたい。
- ・私は差別には反対で、人権という考え方を重視しているのでヘイトスピーチには反対であるという考えを持っている。基本的人権を保護する立場であり、差別をしてはいけないし、ヘイトスピーチもしてはいけないと考えている。
- ・ヘイトスピーチ規制問題を考える時には、外国人の人権だけを重視するのではなく、日本人の人権も重視し、日本人に対する差別にならないように十分に配慮してほしいと考えているだけだ。
- ・大阪市の条例は日本人の人権に対する配慮が若干不十分なのではないかと感じているので、私は反対している。
- ・過去に、ある団体が開催した、従軍慰安婦はねつ造であるというパネル展に参加した。その際、反対派の人たちからレイシスト扱いされ、歴史的事実を伝えることが差別だと解釈する人がいるのを初めて知った。
- ・その当時、大阪市長が条例を制定しようとしていることを知った。パネル展での経験から、もしヘイトスピーチ規制が全国で行われるようになったら、従軍慰安婦がねつ造であることを知らせる活動もヘイトスピーチだとして禁止され、自分の活動が否定されるのではないかと感じた。
- ・条例案について読んでみると、日本人の外国人に対する差別的言動のみがヘイトスピーチとされ、外国人の日本人に対する差別的言動はヘイトスピーチとはみなされないとなっており、これは日本人に対する差別ではないかと感じた。
- ・また、慰安婦問題などの歴史的事実を国民に知らせる活動も、行政がヘイトスピーチと認定すれば、言論活動が萎縮してしまい、国民が何も知らされず、それは問題ではないかと感じた。
- ・私はひどいヘイトスピーチを規制することには賛成だったが、規制するという口実で、日本人への差別を強化したり、歴史的事実を国民に知らせないようにするのが裏の目的若しくは結果的にそうになってしまうように感じ、条例に反対する活動を始めた。
- ・法務省が示すヘイトスピーチの定義には3パターンがあると明記されていたと思うが、歴史的事実の発言もヘイトスピーチだと解釈される

- のは拡大解釈であり、国民の言論活動を萎縮させるので危険である。
- ・本件団体は、私が作った形式的な団体であり、実質的には団体といえるものではなく、現在は全く活動していない。
 - ・本件団体を作った理由は寄付金集めの銀行口座開設のためである。
 - ・本件団体には会員はおらず、名簿も存在しない。
 - ・本件団体には規約はない。銀行口座開設の際、何を書けばよいか聞いたところ、サンプルのようなものがあり、このとおりに書けばよいと言われたと思うが、記憶が曖昧ではっきりは覚えていない。
 - ・私が本件団体の代表者であるが、本件各街宣活動に参加していた人たちは概ね初対面であり、私も参加者も私を代表と認識していなかった。
 - ・本件各街宣活動において、事前に打ち合わせなどは全くなく、全然知らない人が突然来ることもあった。
 - ・本件各街宣活動が団体によるものかわからない面があるが、団体として街宣活動の道路使用許可を申請したはずである。
 - ・ヘイトスピーチ認定とか氏名とか名称の公表がされてしまうと、社会から攻撃対象となり、社会から排除され、社会からいじめられてしまう。できれば静かにしておいていただきたい。
 - ・YouTube において本件各街宣活動の動画をアップロードしたのが自分かはわからないし、作業を手伝った人物もわからない。

ウ 弁士C及び弁士D

弁士C及び弁士Dに対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士C及び弁士Dの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、弁士C及び弁士Dの所在を確認するため、当審査会は、弁士A及び弁士Bに個別に確認したところ、弁士Aからは協力しない旨、弁士Bからは所在に関して不知との回答があった。

そこで、本件各街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Dとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、弁士Dの所在に関する情報提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答がなかった。

本件に関し、弁士C及び弁士Dの所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、弁士C及び弁士Dについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1について

本件表現活動1が、大阪市内で行われたことは本件動画1から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動2ないし4について

本件表現活動2ないし4が、大阪市内で行われたことは本件動画2から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(3) 本件表現活動5について

本件表現活動5が、大阪市内で行われたことは本件動画3から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(4) 本件表現活動6について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動6は、大阪市内で行われた本件表現活動1を含む本件街宣活動1の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記5に記載のとおり、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動6は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

(5) 本件表現活動7について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動7は、大阪市内で行われた本件表現活動2ないし4を含む本件街宣活動2の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記6ないし8に記載のとおり、本件表現活動2ないし4はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動7は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

(6) 本件表現活動8について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動8は、大阪市内で行われた本件表現活動5を含む本件街宣活動3の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記9に記載のとおり、本件表現活動5はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動8は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動1の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1では、次のような表現が認められる。なお、特別永住者とは、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）第3条、第4条、第5条又は附則第4条に定める「この法律に定める特別

永住者」のことをいう。

- ・弁士Bは、特別永住者の資格について、入管特例法が、「在日韓国人だけ」に特権を与える「おおもと」になっている旨を述べ、「在日韓国人」について発言していることを明確化した上で、まず、約半数の特別永住者が正規の手続きを経ず居住している者（以下「無手続居住者」という）の子孫である旨主張し、弁士Bの面前で本件表現活動1の実施に反対する立場を明らかにしている者（以下「反対者」という。）を指しつつ、彼らは無手続居住者の子孫ではないかと自身の推測を述べている。
- ・その発言に関する周囲の者の批判に対して、罵倒する言葉とともに無手続居住者の子孫は日本から退去すべきである旨を述べている。

弁士Bは、反対者について、無手続居住者の子孫ではないかと述べ、明確な理由も示さずに無手続居住者の子孫であると決めつけ、罵倒する言葉とともに無手続居住者の子孫は日本から退去すべきである旨を述べている。さらに、同じく、日本に適法に居住していないと一方的に決めつける表現を用いた上で、日本から退去すべきと述べている。

このように、反対者について、特別永住者であるか、日本国内に居住できるその他の資格があるか、あるいは逆に、当該個人らに関して日本国外に退去させられるべき事由があるか等も不明なままであるにもかかわらず、無手続居住者の子孫あるいは適法に居住していないと決めつけ、激しい罵倒とともに日本から退去を求める旨の主張をすることは、結局、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、無手続居住者の子孫であるなどと攻撃し、そのことを理由に日本からの退去を求めていることと何ら変わるところはない。

以上から、本件表現活動1は、反対者に対してはもちろんのこと、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除すること、また、日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人一般が享受する基本的人権である、居住移転の自由を制限することが目的であることを明確に表したものと認められる。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社

会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認められ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動1の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。その際、極めて悪質な表現が行われている場合には、ヘイトスピーチ該当性にかかる重要な考慮要素として、特定の表現のみをもって、同号に該当すると判断することもあり得る。

本件各街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動1では、上記(1)で述べたように、当該目的とは全く無関係な反対者について、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、無手続居住者の子孫であるなどと攻撃し、そのことを理由に日本からの退去を求めていることと同様といえる内容及び態様の主張を行っている。また、特別永住者について述べているにもかかわらず、明確な理由も示さずに、無手続居住者の子孫であると一方的に決めつけ、当該子孫ら自身の行為とは直接関係のない違法行為の話題を持ち出して、在日韓国・朝鮮人一般への否定的な意味合いを持たせるような表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、本件表現活動1は、反対者に対してはもちろんのこと、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動1は、極めて悪質な表現活動であり、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動1の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2では、次のような表現が認められる。

- ・戦時下に中国及び韓国の軍人が行ったとされる過去の出来事に関する持論を述べつつも、「中国・韓国・朝鮮人」の民族性について侮蔑をし、日本人とは全く違うなどと述べている。
- ・中国・韓国では、反日教育として日本人の民族性について誤った情報を教えているなどと述べている。

数十年前の戦時下における中国及び韓国の軍人が行ったとされる非人道的な行為について詳細に述べた後、そのことのみを根拠として、「中国・韓国・朝鮮人」一般の民族性を侮蔑し、一方で何の根拠も示すことなく、日本人とは全く違うと述べることで、「中国・韓国・朝鮮人」に対する評価を貶めようとしている。

中国及び韓国では、「反日教育」のために誤った情報を教えているなど独自の論理を展開することで、日本人が中国人及び韓国人を嫌悪するよう意図していることが認められる。

また、いずれの表現もマイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日中国人及び在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動2は、在日中国人及び在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動2の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。その際、極めて悪質な表現が行われている場合には、ヘイトスピーチ該当性にかかる重要な考慮要素として、特定の表現のみをもって、同号に該当すると判断することもあり得る。

本件各街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであ

るが、本件表現活動2では、上記(1)で述べたように、当該目的とは全く無関係な、過去の出来事に関する持論を述べる体をとった「中国・韓国・朝鮮人」の民族性に関する一方的な決め付けなどが行われており、在日中国人及び在日韓国・朝鮮人一般に対する評価を低下させる表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日中国人及び在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動2は、極めて悪質な表現活動であるといえ、在日中国人及び在日韓国・朝鮮人を相当程度侮辱し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動2の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動2を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動2は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当する。

7 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動3では、次のような表現が認められる。

- ・本件街宣活動2に際して、周囲にいる反対者を指して、警察官がいるのは反対者から弁士らを守るためであると述べ、「韓国・朝鮮人」について、非常に危険な生き物であると述べている。

このように、本件表現活動3は、本件表現活動2における弁士Bの上記6(1)の発言を受けて、その直後になされたものであり、在日韓国・朝鮮人について、複数の警察官がいることを奇貨として、他に合理的な根拠を示すことなく、非常に危険であるという趣旨の表現をすることで、警察が常に監視していなければ安全が保たれないような粗暴な存在であるとし、「生き物」という人間扱いしていないとも受け取れる表現を用いることで、在日韓国・朝鮮人を侮辱しようとしており、さらに、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者等に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件各街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動3では、上記(1)で述べたように、本件表現活動2における弁士Bの上記6(1)の発言を受けその直後に、在日韓国・朝鮮人について、非常に危険であるという警察官が監視しなければならない粗暴な存在であることを示す旨の侮蔑に加え、「生き物」という人間扱いしていないとも受け取れる非常に侮蔑的な表現を用いて、当該目的とは全く関係のない誹謗中傷を行っている。

併せて、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮辱し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動3の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動3は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動3を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動3は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動3はヘイトスピーチに該当する。

8 本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動4の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動4では、次のような表現が認められる。

- ・日本に対し、不当に金銭の支払いを強要する、「〇〇（女性器を指す表現）」を「売り」に来ているなど「朝鮮人」の行為を侮辱的な言辞又は殊更に卑猥な言辞を用いて表現している。
- ・過去のアメリカ大統領の言説と称し、「韓国・朝鮮人」について、性的な表現を用いて自立する能力がないという趣旨の発言、「韓国・朝鮮人」は自国を守れないという趣旨の発言を複数回にわたって繰り返している。

このように、本件表現活動4では、人間扱いしていないとも受け取れる表現を用いて、在日韓国・朝鮮人が日本に対し、不当に金銭の支払いを強要していると攻撃し、加えて、「〇〇（女性器を指す表現）」を「売り」に来ているという殊更に卑猥な言辞を使用して侮辱するなど、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑的な表現で揶揄していることが認められる。

次に、「韓国・朝鮮人」に関する、性的な表現を用いて自立する能力がない、あるいは自国を守れないといった発言は、いずれも愛国心が欠如しており、自国を守る能力や気概がないという誹謗中傷を何度も繰り返すことで、在日韓国・朝鮮人一般の評価を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が明確に認められる。

いずれの表現もマイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者等に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動4は条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動4の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件各街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動4では、上記(1)で述べたように、非常に侮蔑的な揶揄、並びに愛国心及び国防能力が欠如しているなどの当該目的とは全く関

係のない誹謗中傷が繰り返されている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮辱し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動4は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動4の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動4は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動4を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動4は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動4はヘイトスピーチに該当する。

9 本件表現活動5のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動5の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動5では、次のような表現が認められる。

- ・反対者のうち、面前の特定の1人を、根拠もなく「朝鮮人」であると決めつけ、動物にたとえ、過去の「朝鮮人」の行為を導入部としつつ、突如として、同人を指し、何の根拠もなく同人も同様の行為をするかのように、犯罪者と断定している。
- ・また、同人の帰属する社会はいずれでもないとアイデンティティを貶める表現で誹謗中傷し、続けて、在日韓国・朝鮮人一般を指し、日本人でもなければ「朝鮮人」でもないなどと述べている。

このように、本件表現活動5では、反対者のうち、面前の特定の1人を、根拠もなく「朝鮮人」であると決めつけ、動物にたとえ、あるいは犯罪者であると侮蔑していることから、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、動物にたとえ、あるいは犯罪者であるなどと侮蔑していることに等しく、結局、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑しているものと認められる。

また、在日韓国・朝鮮人に関して、日本人でもなければ「朝鮮人」でもないといふことで、在日韓国・朝鮮人の帰属する社会はいずれでもなく、どちらの社会からも拒絶されていると孤立感を与えるような表現をも

って貶め、同時に様々な表現を用いて侮蔑していることが認められる。

いずれの表現もマイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者等に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動5は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動5は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動5の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件各街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動5では、上記(1)で述べたように、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、侮蔑していることに等しく、結局、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑していることと同様である。また、日本人でもなければ「朝鮮人」でもないなど集団への帰属を認めない表現や在日韓国・朝鮮人一般を激しい言葉で罵る表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動5は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮辱し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動5は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動5の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動5は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動5を知りうる場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動5は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動5はヘイトスピーチに該当する。

10 本件表現活動6ないし8のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動6は本件表現活動1の内容を、本件表現活動7は本件表現活動2ないし4の内容を、本件表現活動8は本件表現活動5の内容を、それぞれ大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動6は本件表現活動1と、本件表現活動7は本件表現活動2ないし4と、本件表現活動8は本件表現活動5と、その目的及び表現の内容の意味するところについて、それぞれ同様であると認められ、かつ、いずれもインターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動6ないし8は、条例第2条第1項各号に該当する。

したがって、本件表現活動6ないし8は、ヘイトスピーチに該当する。

11 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成28年度 平28-17

年 月 日	経 過
平成28年 8月29日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成28年 8月29日	調査審議（論点整理）
令和 元年 8月30日	調査審議（論点整理）
令和 元年 10月25日	調査審議（論点整理）
令和 2年 1月10日	調査審議（論点整理）
令和 2年 3月30日	調査審議（論点整理）
令和 2年 5月22日	調査審議（論点整理）
令和 2年 5月25日	調査審議（論点整理）
令和 2年 6月15日	調査審議（論点整理）
令和 2年 8月25日	調査審議（論点整理）
令和 2年 8月31日	調査審議（論点整理）
令和 2年 10月 7日	調査審議（論点整理）
令和 2年 12月 2日	調査審議（論点整理）
令和 3年 1月22日	調査審議（論点整理）

令和 3年 3月 31日	調査審議（論点整理）
令和 3年 6月 16日	調査審議（論点整理）
令和 3年 7月 19日	調査審議（論点整理）
令和 3年 8月 23日	調査審議（論点整理）
令和 3年 8月 24日	調査審議（論点整理）
令和 3年 9月 16日	弁士Bから意見書及び証拠の提出
令和 3年 10月 13日	調査審議（論点整理）
令和 3年 11月 30日	調査審議（論点整理）
令和 3年 12月 7日	調査審議（論点整理）
令和 3年 12月 24日	調査審議（論点整理）
令和 4年 1月 31日	弁士B口頭意見陳述、調査審議（論点整理）
令和 4年 2月 4日	弁士Bから意見書及び証拠の提出
令和 4年 2月 9日	調査審議（論点整理）
令和 4年 2月 14日	弁士Bから意見書の提出
令和 4年 3月 4日	調査審議（論点整理）
令和 4年 4月 18日	調査審議（論点整理）
令和 4年 5月 23日	弁士A口頭意見陳述
令和 4年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 4年 7月 12日	調査審議（論点整理）
令和 4年 8月 19日	調査審議（論点整理）
令和 4年 9月 7日	調査審議（論点整理）
令和 4年 10月 20日	調査審議（答申案）
令和 4年 10月 24日	調査審議（答申案）
令和 4年 11月 30日	調査審議（答申案）
令和 5年 1月 25日	調査審議（答申案）
令和 5年 2月 14日	調査審議（答申案）
令和 5年 2月 27日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）